

一宮市建築物耐震改修促進計画 改定版 〈 概要版 〉

1. 計画の基本的事項

- 【対象区域】 一宮市全域
【計画期間】 令和4年度～令和12年度
【対象建築物】 すべての建築物 とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び要安全確認計画記載建築物

2. 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅

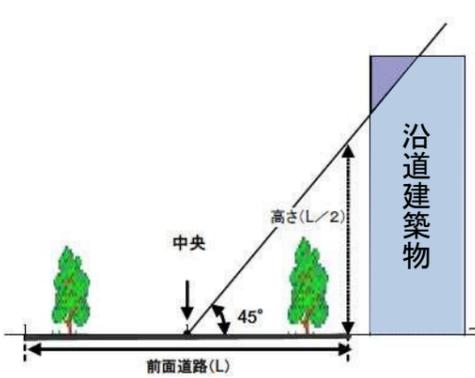
現状 住宅の耐震化率 **84.7%** → 目標 令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を **概ね解消**

要安全確認計画記載建築物

現状 通行障害既存耐震不適格建築物 **13棟** → 目標 令和12年度までに **半数解消**

要安全確認計画記載建築物

通行障害既存耐震不適格建築物 耐震診断義務付け道路の沿道に建つ建築物で、下図の通行障害建築物であり、既存耐震不適格建築物であるもの

通行障害建築物の要件	耐震診断義務付け路線図
<p>●前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2とします</p>  <p>●前面道路幅員が12m以下の場合は高さを6mとします</p>	 <p>凡例 — : 耐震診断義務付け道路</p>

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的に、「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—」、「一宮市地域防災計画」、「一宮市地域強靱化計画」を上位計画、「一宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等を関連計画とし、法に基づき策定するものです。

3. 耐震化・減災化促進の基本的な方策

◆ 耐震化・減災化に向けた役割分担

本計画で示している耐震化・減災化目標を実現するため、国・県・市は連携して耐震化・減災化を行いやすい環境を整備する等、所有者等の取組をできる限り支援します。

◆ 関連する安全対策

地震から生命・財産を守るためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。そのため、減災化にも寄与する以下のような取組を推進します。

- ブロック塀の安全対策
- 非構造部材の落下防止対策
- エレベーターの安全対策
- 家具の転倒防止対策
- 住宅の耐震性の維持の推奨 等

◆ 耐震化促進の体制整備

関連する機関や団体等と連携し、耐震化を要する建築物への指導を進めるとともに、情報共有を行い、的確に住宅・建築物の耐震化促進に取り組みます。

- 愛知県との連絡・協議体制のもと連携した指導等の実施
- 愛知県建築物地震対策推進協議会の取組の拡充
 - ✓ パンフレット・ウェブサイト等による耐震化に関する情報提供
 - ✓ 関連技術者等の資質の向上 等

◆ 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市では、県及び関連する団体と協働して耐震化をはじめとした住宅の相談に依っており、今後も相談窓口の充実に努めます。

4. 住宅・建築物の耐震化促進のための取組

◆ 住宅の耐震化

- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進
- 耐震化の普及・啓発活動
- 低コスト耐震補強工法の普及
- 耐震診断・耐震改修に係る補助制度

◆ 建築物の耐震化

- 耐震改修の認定体制の整備
- 民間建築物の耐震化促進のための支援制度
- 特定既存耐震不適格建築物等の指導等